

III-2 引越しと帰国

1. 以前住んでいた所での手続き

賃貸住宅であれば、水道、ガス、電気代の精算を行います。引越し前にそれぞれの営業所に電話で、引越す旨を連絡し、精算に来てもらいます。電話も同様に引越しの旨を伝え、新しい住所を連絡します(116番)。また、郵便局で転居届を出しておけば向こう1年間は新しい転居先に郵便が無料で転送されます。

また、引越し先が今住んでいる市町村でないときは、市町村役場の国民健康保険係に「資格喪失届」を出して、保険証を返します。

2. 新しい場所に移って来たら

ガス、電気会社に連絡します。ガスはガス会社から開栓のために、係の人が派遣されますので立ち会ってください。電気はブレーカーを上げるとすぐに使えるようになっていることが一般的ですが、使用開始すれば、電気会社にできるだけ早めに連絡して下さい。水道はアパートにより違いますので、大家さんに尋ねて下さい。

また、新たな住所地の市区町村役場で外国人登録の住所変更を引越してから14日以内に行ってください。国民健康保険に加入しているのであれば、転居届を出した後、新たな住所地で加入してください。

運転免許証を持っていれば、警察署で住所変更を行ってください。

3. 帰国するとき

① 賃貸住宅に関する精算をします。ガス、電気、水道の他に、国内、国際電話料金の精算を済ませて下さい。

② 年度の途中で帰国するのであれば、税金の精算も必要です。住民税に関しては市区町村役場で、その年度分を全額支払って下さい。地方税は昨年の所得をベースに計算されていますので、その年1年間日本に滞在しなくても、全額支払う必要があります。

③ 所得税については、納税管理人を定め、税務署に届けることで確定申告の時期に所得税の還付を受けることができます。または、仮の確定申告を行って、その年の所得税の未納分を離日前に全額清算します。

④ 国民健康保険は帰国1カ月前くらいに市区町村役場で保険料の精算と脱退の手続きを行ってください。

⑤ 年金に加入していたのであれば、脱退一時金を帰国後請求できます。社会保険事務所又は雇用先で申請用紙をもらっておいて下さい。

⑥ 外国人登録証は出国時に入国審査官に渡して下さい。